

最新動向から読み解く！！

～これからの相続対策～

2026年8月13日

講師：山口拓也



辻・本郷 相続センター



設 立 2002年4月1日

本 社 所 在 地 〒163-0631
東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル31階

本 部 〒160-0022
東京都新宿区新宿4丁目1番6号 JR 新宿ミライナタワー28階
TEL. 03-5323-3301 (代表) / FAX. 03-5323-3302

代 表 者 理事長 桑木 小恵子

従 業 員 数 2,264名 (税理士293名 公認会計士66名)

ウェブサイト <https://www.ht-tax.or.jp/>

年 間 実 績

顧問先
20,164件

所得税申告
17,751件

贈与税申告
2,098件

相続税申告
6,072件

コンサルティング
799件

顧客データ：2025年12月現在 / 実績：2024年10月～2025年9月

主なサービス

法 人

- 法人税務顧問サービス
- 事業承継コンサルティング
- 国際税務コンサルティング
- 事業再編コンサルティング
- 事業再生・企業再生コンサルティング
- 税務セカンドオピニオン
- 経理宅配便（小規模事業者向け申告パック）
- 人事・労務アウトソーシング
- 人事コンサルティング

個 人

- 相続税申告・贈与税申告
- 相続税対策
- 国際相続コンサルティング
- 確定申告
- 会社設立（法人成り）サポート

クリニック・医療法人

- 医療法人向け会計・税務サポート
- 医院（クリニック）開業サポート
- 医療法人設立サポート
- 認定医療法人制度活用サポート
- 特定医療法人移行サポート
- 社会医療法人移行サポート
- 医療法人向け事業承継サポート

公益法人

- 公益法人・一般法人会計税務顧問
- 公益法人コンサルティング

社会福祉法人

- 社会福祉法人向けコンサルティング
- 社会福祉法人設立サポート

地方公共団体

- 地方公共団体向けコンサルティング
- 地方公会計財務書類作成・活用サポート
- 公営企業法適化サポート

全国拠点のご案内

北海道・東北地方

札幌事務所
青森事務所
八戸事務所
秋田事務所
盛岡事務所
遠野事務所
北上事務所
一関事務所
仙台事務所
福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

関東地方

宇都宮事務所
水戸事務所
ひたちなか事務所
つくば事務所
潮来事務所
高崎事務所
富岡事務所
熊谷事務所
大宮事務所
浦和事務所
越谷事務所
所沢事務所

柏事務所
千葉事務所
船橋事務所
亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京ミッドタウン八重洲事務所
銀座事務所
田町事務所
蒲田事務所
池袋事務所
新宿センタービル事務所
西新宿事務所
新宿ミライナタワー事務所
新宿 HR 事務所
代々木事務所
渋谷事務所
三軒茶屋事務所
練馬事務所
吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所
横浜事務所
横浜関内事務所
青葉台事務所

厚木事務所
湘南事務所
小田原事務所

中部地方

新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
富山事務所
長野事務所
長野中央事務所
松本事務所
甲府事務所
福井事務所
静岡事務所
豊橋事務所
名古屋事務所
四日市事務所

関西地方

京都事務所
関西事務所
神戸事務所

中国・四国地方

岡山事務所
広島事務所

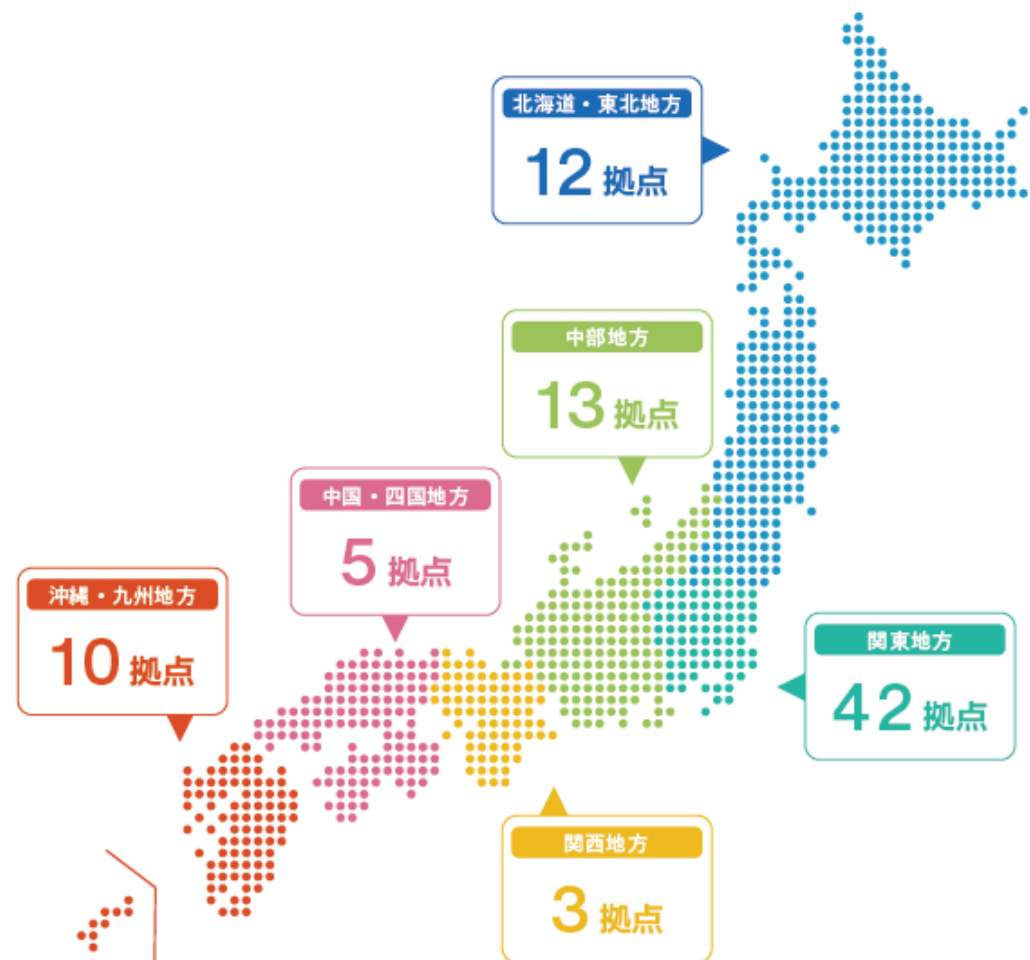
長門事務所
高松事務所
高知事務所

九州・沖縄地方

北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
大分事務所
熊本事務所
宮崎事務所
延岡事務所
日向事務所
鹿児島事務所
沖縄事務所

海外拠点

ブノンペン
ヤンゴン
バンコク
シンガポール
ニューヨーク
ロサンゼルス
ハワイ



【最近のニュースと改正項目(税制・民法)】

令和8年路線価が発表 5年連続上昇 伸び率2.9%で過去最大

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる2026年分(令和8年分)の路線価を発表しました。全国約31万地点の標準宅地の平均は前年比で2.9%のプラスとなりました。現在の算出方法に変更された2010年以降で「最大の上昇率」となりました。

路線価の動向

最高路線価 銀座「鳩居堂」前が41年連続首位

全国最高路線価は、東京都中央区銀座5丁目 銀座中央通り。1㎡当たり5,336万円(前年比11.0%プラス)となり、都市部中枢の圧倒的な資産価値を示しています。

急上昇 知名度の高いスキーリゾートが急伸

インバウンド需要を背景に、長野県白馬村(32.7%増)、野沢温泉村(31.3%増)、北海道富良野市(28.0%増)など、海外でも知名度がある地域が前年を大きく上回りました。

路線価上昇は税負担にも直結する

路線価は相続税や贈与税の土地評価の基準となる価格です。地価公示価格などを基に、おおむね時価の80%程度を目安に算定されます。路線価の上昇は相続税評価額の上昇を通じて税負担の増加につながります。都市部に土地を持つ方や、相続を控える世帯にとって、路線価上昇は資産価値が上がる一方で、相続時の納税負担は重くなる可能性があります。

令和8年路線価が発表 5年連続上昇 伸び率2.9%で過去最大

都道府県庁所在地における最高路線価の所在地一覧(1位～15位)

順位	都市名	最高路線価の所在地	価格(1㎡/千円)・変動率
1	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	53,360 (11.0%)
2	大阪	北区角田町 御堂筋	21,200 (1.5%)
3	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	17,600 (2.3%)
4	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	13,040 (1.2%)
5	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	9,920 (2.5%)
6	京都	下京区四条通寺町東入2丁目 御旅町 四条通	9,110 (9.5%)
7	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	8,320 (7.5%)
8	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	6,660 (12.5%)
9	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	6,400 (9.6%)
10	広島	中区胡町 相生通り	3,880 (4.6%)
11	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,740 (1.1%)
12	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場	2,690 (8.5%)
13	熊本	中央区手取本町通り アーケード	2,140 (1.9%)
14	岡山	北区本町 市役所筋	2,010 (4.7%)
15	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,660 (6.4%)

国税庁「令和8年分都道府県庁所在地の最高路線価」をもとに作成

相続税評価額が変われば、想定していた相続税額や、遺産分割のバランスも変わります。
「遺言書の書き換え・見直し」「納税資金の現状把握」などの相続対策の見直しを進めましょう。

評価通達改正による株価評価の見直しについて



今後の税制改正により取引相場のない株式(自社株)の評価方法が見直された場合、将来の評価額および承継コストは現状のシミュレーションの結果と**大きく異なる可能性**があります。

想定される改正の概要

- 取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式・純資産価額方式 等)について、株式の実態価値との乖離を是正する観点から見直しが議論されています。
- 見直しが行われた場合、自社株の相続税評価額等は、現行水準から変動(**上昇する可能性を含む**)することが想定されます。

改正の想定スケジュール



※ 本ページは税制改正の動向の概要をお示しするものであり、確定した内容ではありません。最新の税制改正大綱・国税庁公表資料等に基づき、施行時期・内容をご確認のうえご活用ください。

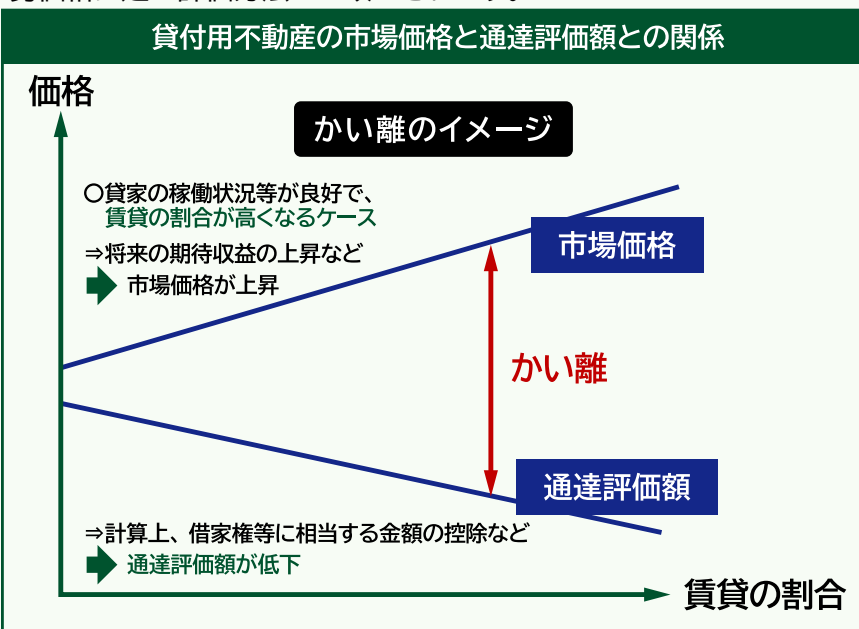
相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価



被相続人又は贈与者が相続開始前又は贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

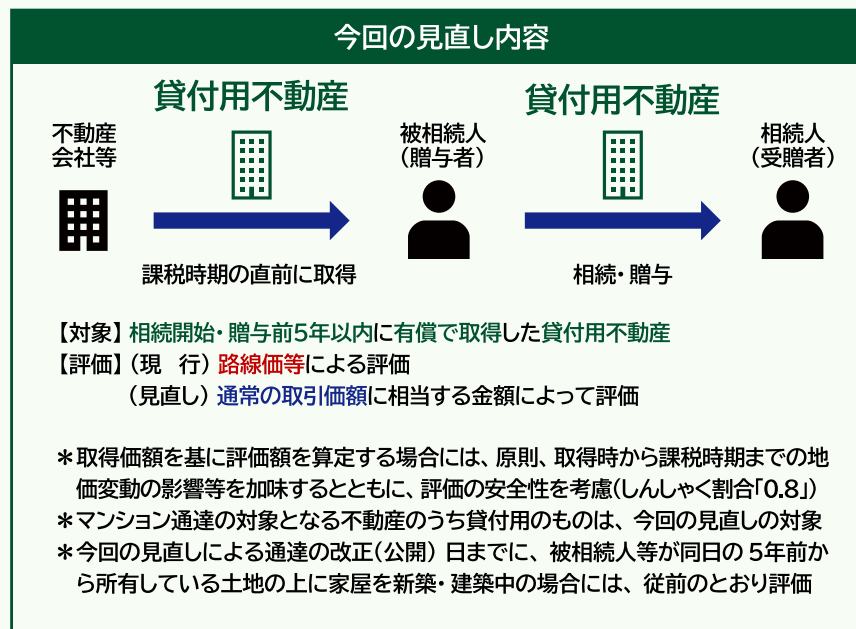
【改正の背景】

貸付用不動産の市場価格と通達によって評価した相続税評価額とのかい離の利用によって、相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている実態を踏まえて、評価方法が見直されます。近年、評価を巡る訴訟が増加傾向にあることから、納税者の予測可能性を確保し、かつ、より実勢価格に近い評価方法へと改正されます。



【評価方法】

課税時期前5年以内に、購入や新築をした貸付用不動産(マンションやアパート等)については、原則として「通常の取引価額」で評価することになります。なお、課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%で評価することもできます。



通達の改正日によって、改正後の評価方法が適用されるか否か、取扱いが変わる貸付用不動産もあります。地価の変動等を考慮した具体的な計算方法は現状不明であり、引き続き情報を注視していく必要があります。

適用時期

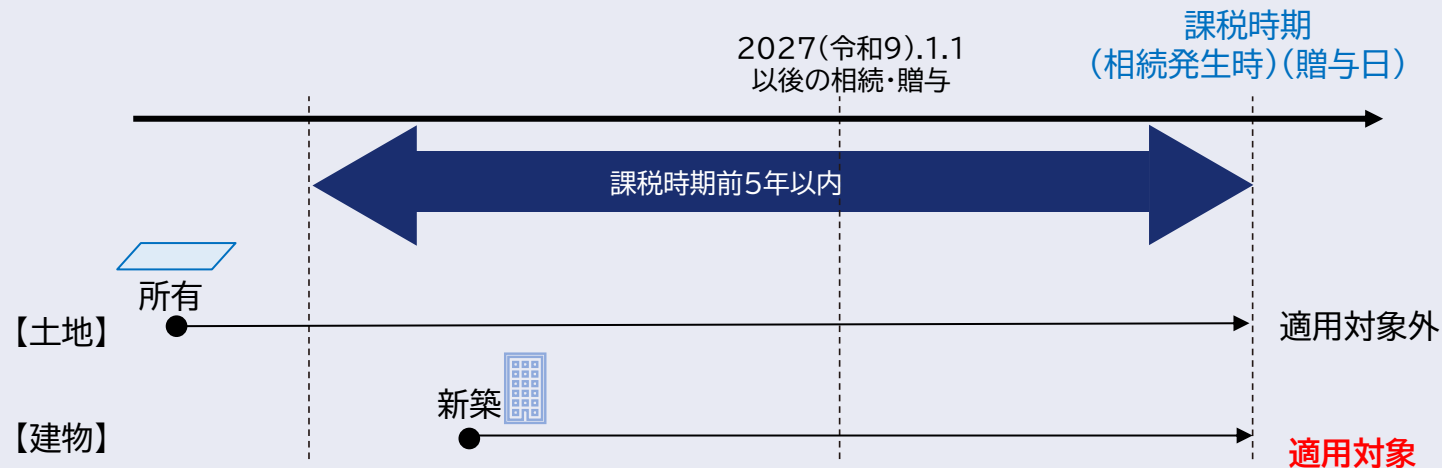
令和9年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得をする財産の評価に適用されます。

相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価

【例1】課税時期前5年以内に貸付用不動産(土地及び家屋)を対価を払って取得した場合 → **土地・家屋共に適用対象**

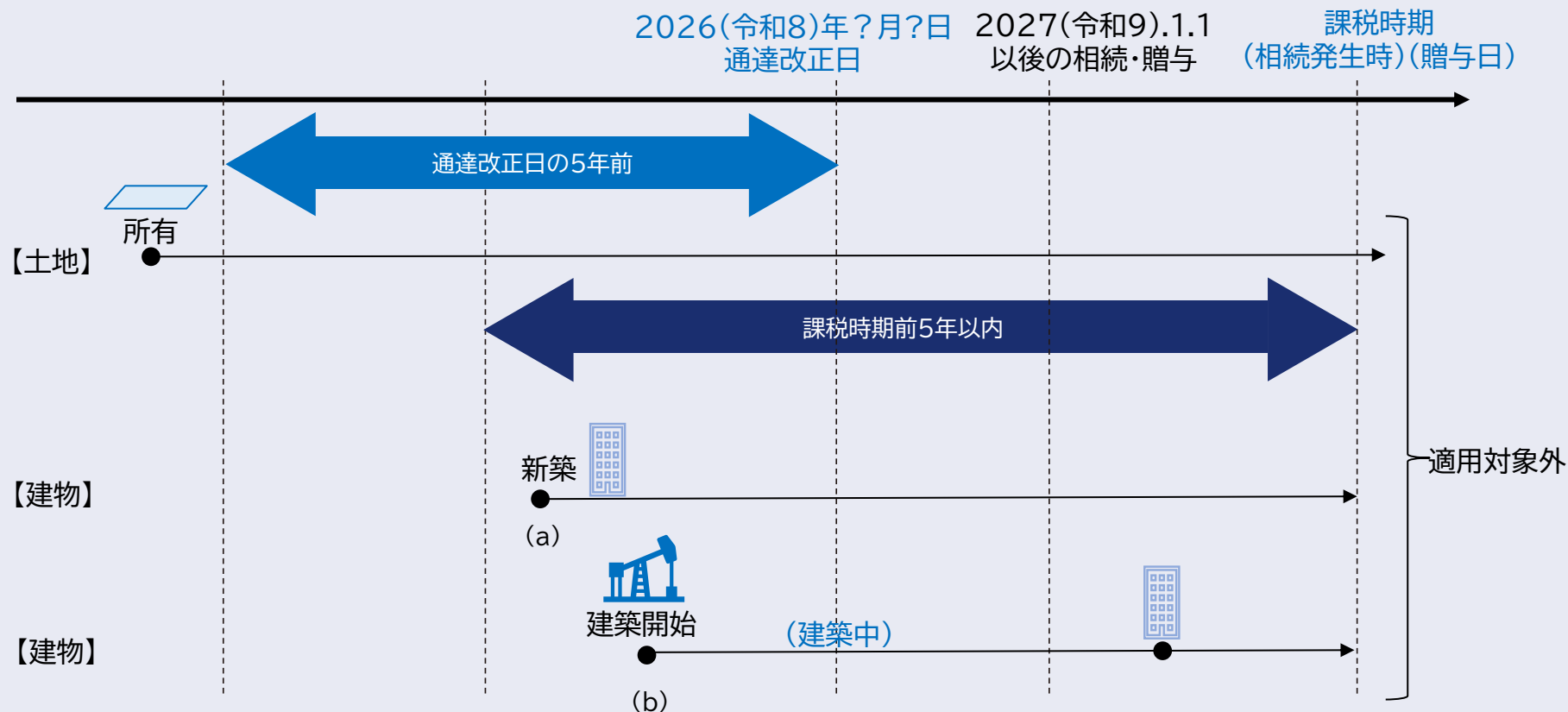


【例2】課税時期前5年以内に貸付用不動産(家屋)を対価を払って取得した場合 → **建物が適用対象**



相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価

【例：経過措置】通達改正日の5年前から所有している土地の上に、本通達の改正日前に新築した貸付用建物(a)、又は、本通達の改正日に建築中の賃貸用建物(b) → **適用対象外**



※通達の改正日について

通常3月の法案可決後、6月～7月に改正がなされますが、本改正がいつになるかまだ定まっておりません。
引き続き情報を確認する必要があります。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(ミニマムタックス課税)



- ・税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置として、特別控除額を現行の3億3,000万円から1億6,500万円に引き下げるとともに、税率を現行の22.5%から30%に引き上げられます。
- ・その年分の基準所得金額から1億6,500万円を控除した金額に30%の税率を乗じた金額がその年の基準所得税額を超える場合は、その超える金額に相当する所得税が課税されます。

【改正前】所得税の計算

①所得税額

②((基準所得金額(※) - 特別控除額(3億3,000万円)) × 22.5%)

⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

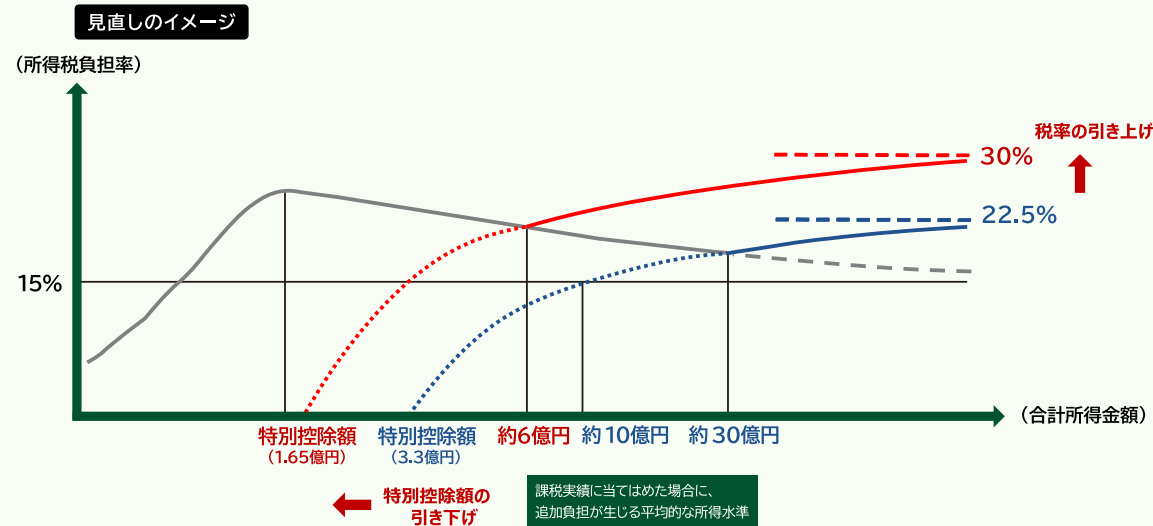
【改正後】

①所得税額

②((基準所得金額(※) - 特別控除額(1億6,500万円)) × 30%)

⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

- (※) ・株式の譲渡所得のみならず、**土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。**
(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。)
- ・ **スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外**であるほか、**政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。**



適用時期

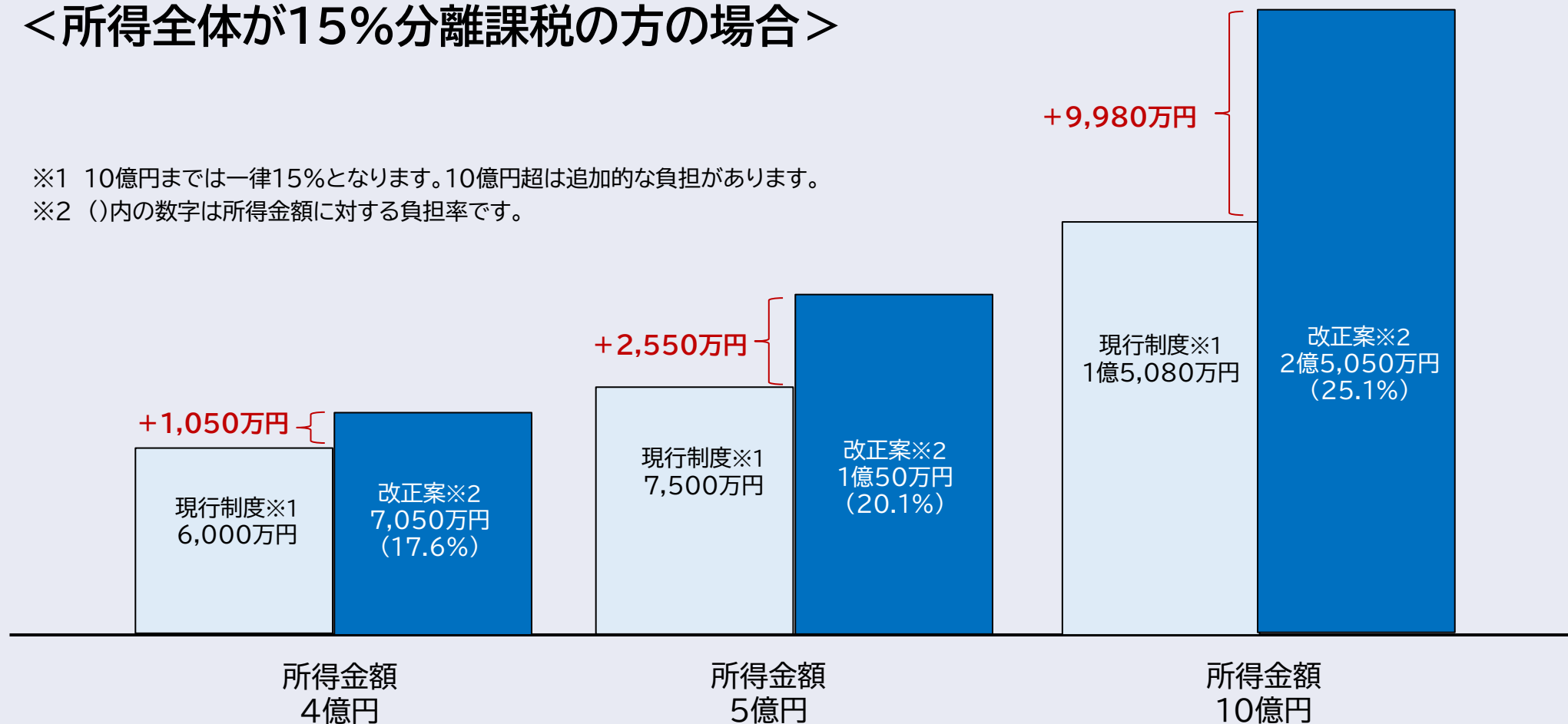
令和9年分以後の所得税について適用となります。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

<所得全体が15%分離課税の方の場合>

※1 10億円までは一律15%となります。10億円超は追加的な負担があります。

※2 ()内の数字は所得金額に対する負担率です。



極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

■ 基準所得金額とは

基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。)をいいます。

【総合所得】

利子所得 配当所得
不動産所得 事業所得
給与所得
土地・建物等以外の譲渡所得
一時所得 雑所得

+

【分離所得】

山林所得 退職所得
土地・建物等の譲渡所得
株式等の譲渡所得
上場株式等の配当所得
先物取引に係る譲渡所得

+

申告不要を選択した配当所得
及び
株式等に係る譲渡所得

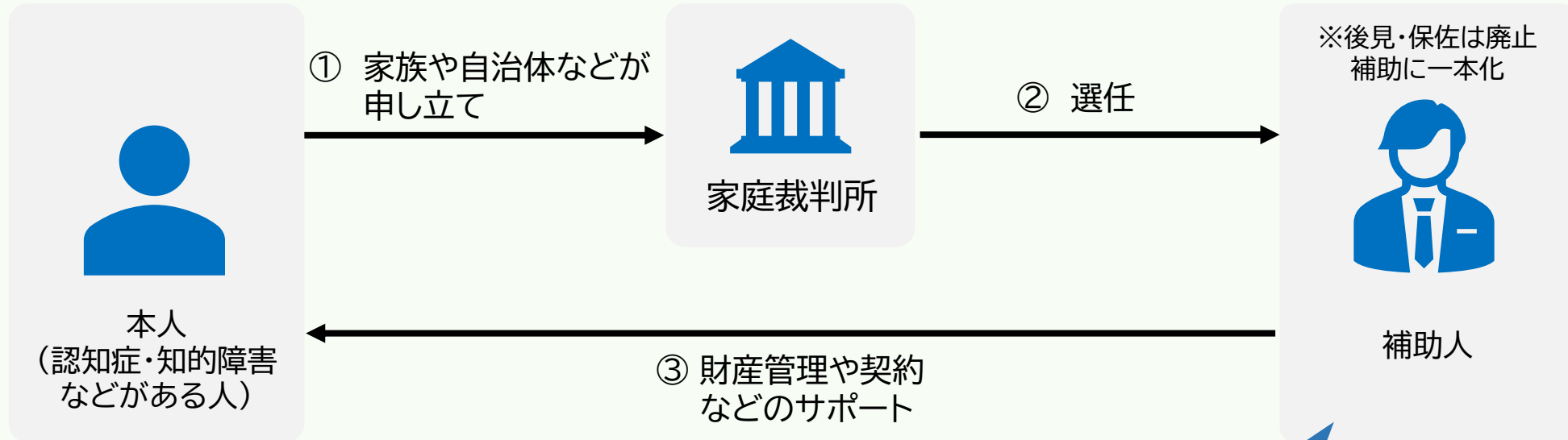
< 基準所得金額に含まれないものの例 >

- ・源泉分離課税の利子所得
- ・NISAにより非課税となる配当所得・譲渡所得等
- ・エンジェル税制の非課税所得

成年後見制度「終身制」の廃止へ



政府は2026年4月3日、認知症の人らをサポートする成年後見制度を見直し、一度始めれば亡くなるまで後見人が付く「終身制」を廃止する民法改正案を閣議決定した。
当事者のニーズに応じて、「必要な事柄だけ・必要な期間だけ」の利用が可能な仕組みへ抜本的に改められ、制度を利用するハードルが下がり、利用が促進されることが見込まれる。



必要な範囲だけ・必要な期間での利用が可能！
補助人を選ぶ際は本人の意見を考慮！

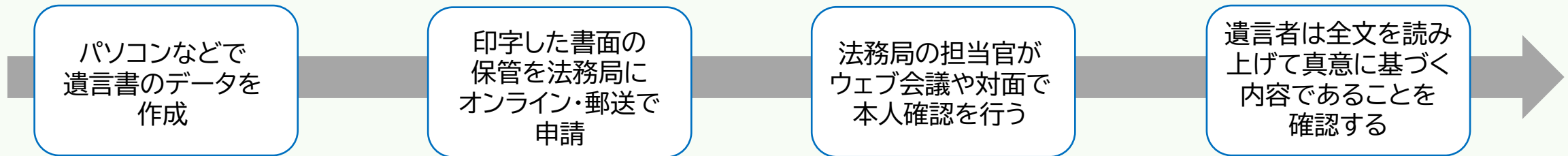
デジタル遺言の導入



政府は2026年4月3日、パソコンなどで作成する「デジタル遺言(保管証書遺言)」の導入を柱とする民法などの改正案を閣議決定した。

高齢化の進展を踏まえ、制度の利便性を高めて利用者を増やすのが狙い。

<作成の流れ>

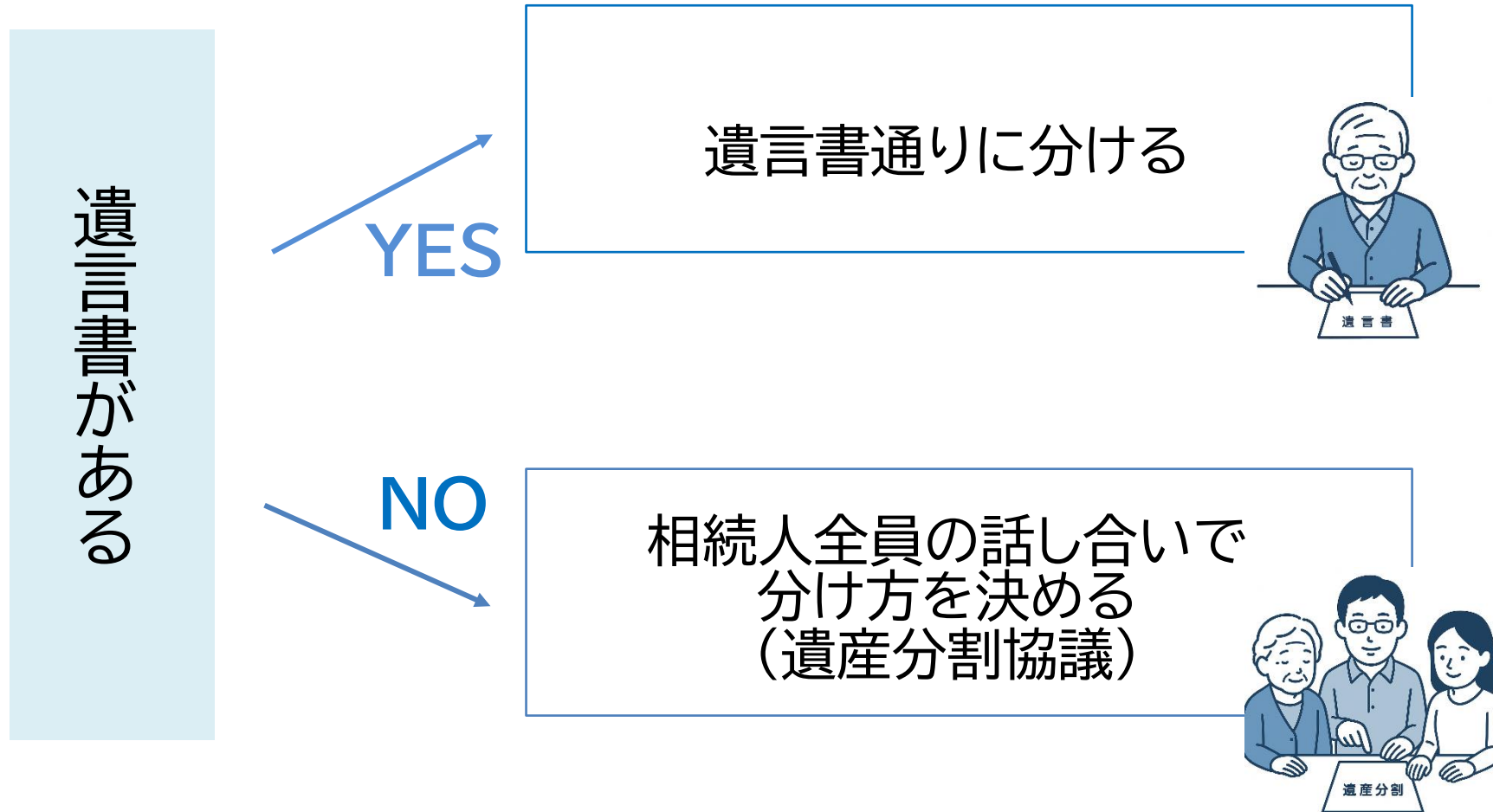


<従来の遺言との違い>

	デジタル遺言(保管証書遺言) (予定)	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人がパソコン・スマホで作成	原則、本人が手書きで作成	公証人が作成
裁判所の検認	不要	必要(保管制度を利用した場合は不要)	不要
保管方法	法務局	自宅(保管制度を利用した場合は法務局)	原本は公証役場
費用	未定	不要(保管制度を利用する場合3,900円)	必要(目的の価額に応じて設定)

この夏、相続について考える 【遺言の活用】

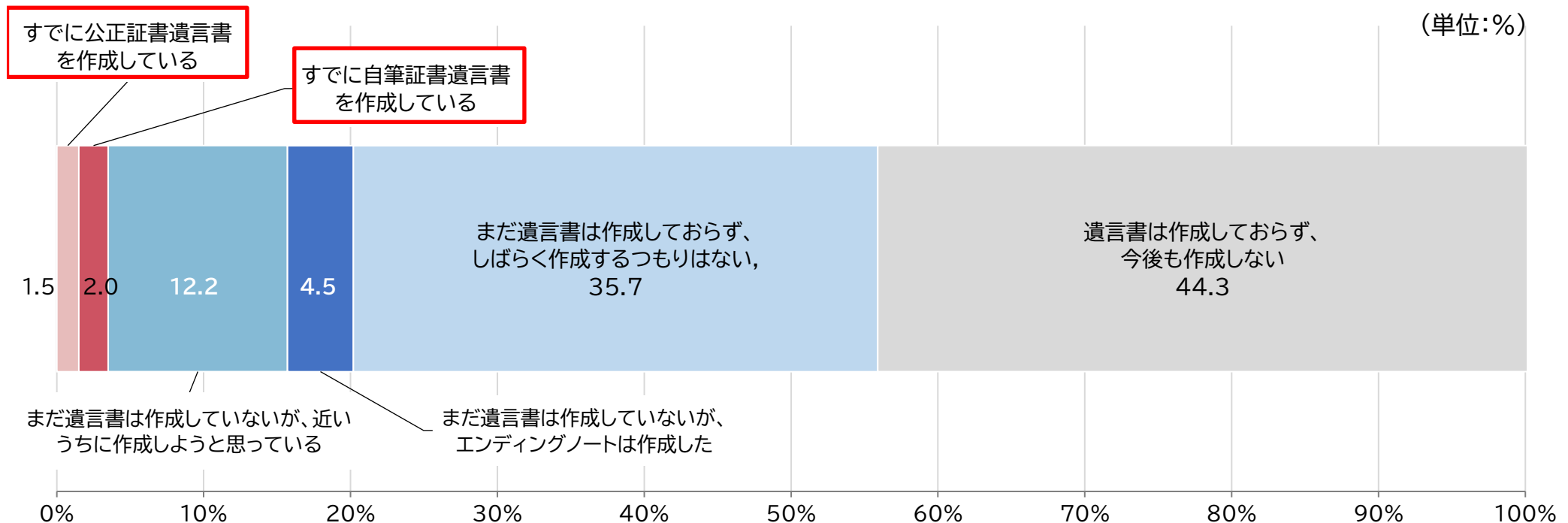
遺産の分け方 2つの基本ルール



日本で遺言を書いている人の割合

〇60歳～79歳で遺言書をすでに作成している人は3.5%

- ・ 内訳は公正証書遺言が1.5%、自筆証書遺言が2.0%の割合
- ・ 近いうちに作成するつもりがある人は12.2%
- ・ 遺言書作成者・作成予定者が遺言書を作成しようと思ったきっかけや動機は「自身の高齢化」が60.1%、次いで「相続トラブルを避けるため」が33.9%



※公益財団法人 生命保険文化センター『生活基盤の安定を図る生活設計』より引用

遺言書がない場合の相続手続きの流れ

○遺産分割協議

- ・ 遺言がない場合は法定相続人全員で遺産分割協議を行う。
- ・ 遺産分割協議とは、法定相続人同士で遺産をどう分けるのか協議すること。

※ 相続人全員の同意がなければ、遺産分割協議は成立しない。

○遺産分割協議書の作成

- ・ 遺産分割協議で相続人全員の合意により遺産分割が確定したら、遺産分割が完了した証明として「遺産分割協議書」を作成する。
- ・ 必ず実印で押印して、相続人全員の印鑑登録証明書を添付する。
- ・ 不動産の相続登記や金融機関での名義変更、口座の解約ができない場合があるので注意。

相続人同士で合意できない場合には、遺産分割調停を家庭裁判所に申し立てることになる。

遺産分割協議書

最後の住所 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号
最後の本籍 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号

被相続人 本郷太郎（〇〇年〇月〇日死亡）の遺産については、同
人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ
次の通り遺産を分割し、債務を負担することに決定した。

記

1. 相続人 本郷一郎 が取得する財産

(1) 土地

① 所在地 東京都〇〇区〇丁目
地番 〇〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇㎡

(2) 家屋

① 所在地 東京都〇〇区〇丁目
家屋番号 〇〇番〇
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階〇㎡ 2階〇㎡

(3) 有価証券

① 証券投資信託／〇〇証券〇〇支店
銘柄 〇〇 〇〇 口

② 上場株式／〇〇証券〇〇支店
銘柄 〇〇 〇〇 株

自筆証書遺言は相続人への負担が大きい

○自筆証書遺言には「検認」が必要

- ・ 自筆証書遺言は、相続発生後すぐに開封してはいけない。
- ・ 家庭裁判所に封筒に入ったままの遺言書を持ち込み、他の相続人の立ち会いの下で開封する手続きが必要。
- ・ 検認する前に開封してしまうと5万円以下の過料が科せられる可能性がある。

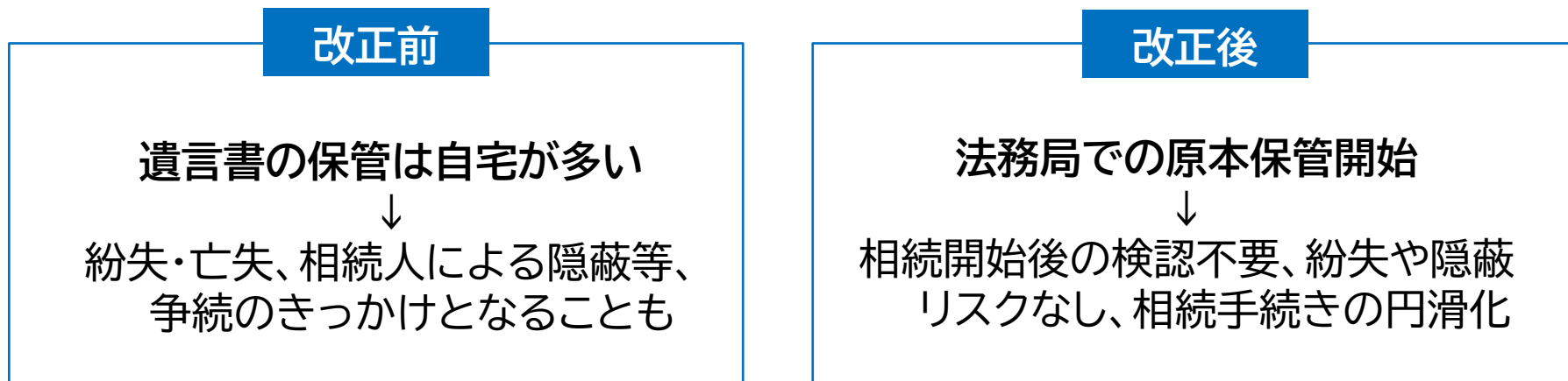
○「検認」とは

- ・ 相続人に対し遺言の存在や内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付・署名などを明確にして、偽造等を防止するための手続き。
- ・ 遺言の有効・無効を判断する手続きではない。
- ・ 検認は相続人全員の立ち会いは不要だが、申立人は必ず検認に立ち会う必要がある。
- ・ 遺言書の検認をしないと、預金解約や不動産の相続登記などの遺産相続手続きができない。
- ・ 相続税の申告期限が10か月という中で、かなりの時間を使ってしまう。

申し立て先	故人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所
必要書類の例	遺言書原本／申立書／故人の戸籍謄本／相続人全員の戸籍・住民票・関係図など

自筆証書遺言に関する民法改正

○法務局における自筆証書遺言の保管制度開始



※2020年7月10日施行

○注意点

- ・ 法務局は遺言書に名前や日付が記載されているかなどの形式的な確認を行うだけ！
- ・ 内容の有効性や、遺留分を侵害しているか、遺言者に意思能力があるか等、遺言書の中身までは確認することはありません。

公正証書遺言を作成するメリット

① 安全確実な遺言方法

公証人は法曹資格者や法曹資格者に準ずる学識経験を有している者なので、正確な法律知識と豊富な実務経験を有している。複雑な内容であっても法律的に整理された遺言を作成するので、方式の不備で遺言が無効になるおそれはない。

② 遺言書の自書が不要

公正証書遺言では、遺言者が署名できなくなった場合でも、公証人が遺言公正証書にその旨を記載するとともに、「病気のため」などとその理由を付記し、職印を押捺することによって、遺言者の署名に代えることができる。

③ 遺言書の検認手続きが不要

公正証書遺言は、家庭裁判所での検認手続きを経る必要がないので、相続の開始後、速やかに遺言の内容を実現することができる。

④ 遺言書原本の役場保管

公正証書遺言は、原本が必ず公証役場に保管されるので、紛失のおそれはなく、遺言書が破棄されたり、隠蔽や改ざんをされたりするおそれもない。

遺言書を作成しない税務的なデメリット

税務的なデメリット①

相続税申告で遺産分割を要件とする特例を使うことができない

税務的なデメリット②

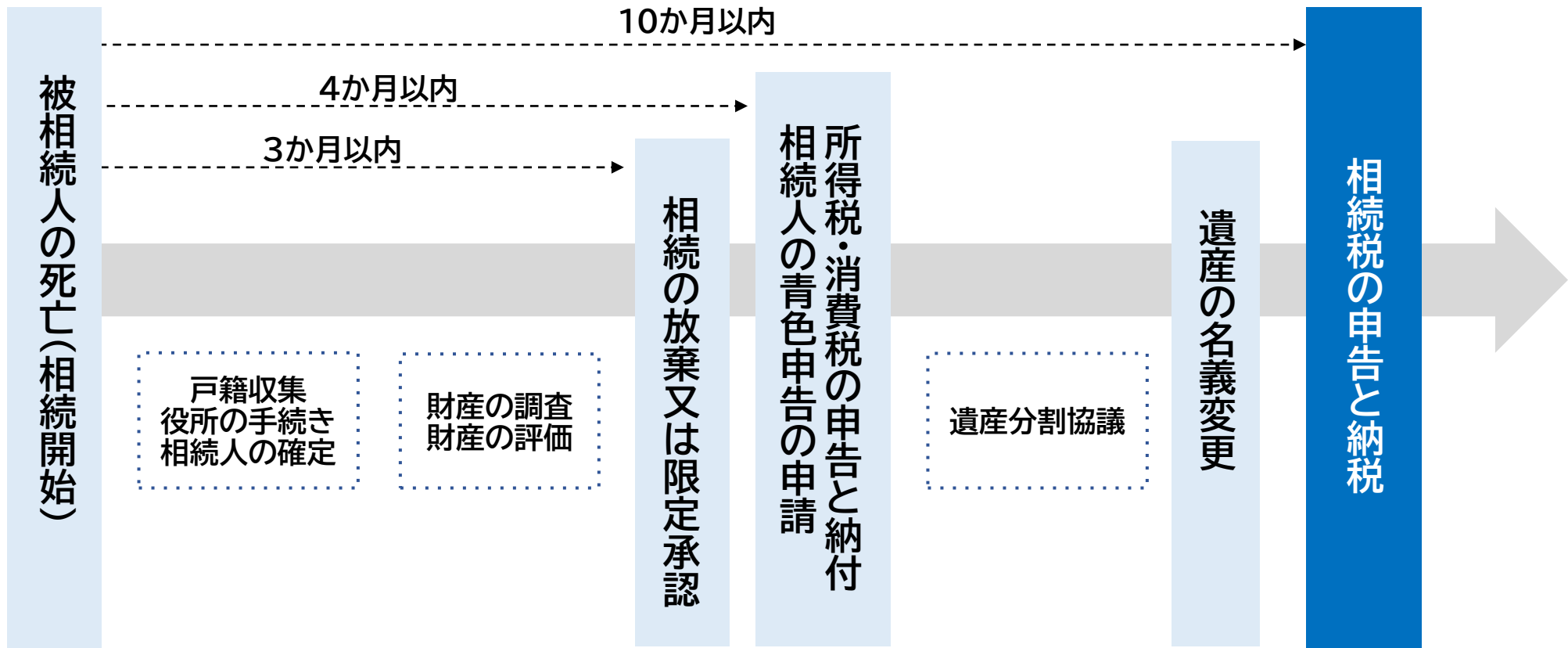
納税資金が不足する

税務的なデメリット③

遺言や遺産分割協議が整わない場合、相続税の計算上は法定相続分で取得したものとみなされる

税務的なデメリット①遺産分割を要件とする特例を使うことができない

○相続税申告スケジュール



税務的なデメリット① 遺産分割を要件とする特例を使うことができない

期限内分割が要件となっている特例

- ・ 配偶者の税額軽減
- ・ 小規模宅地等の特例 など



○配偶者の税額軽減

- ・ 配偶者の税額軽減とは、配偶者が相続で受け取った財産は「1億6,000万円」または「法定相続分まで」のどちらか多い額まで相続税がかからない制度
- ・ 配偶者の税額軽減を受けるには、申告期限までに遺産分割を行い、相続税申告書に必要書類を添付して提出することが条件

○小規模宅地等の特例

- ・ 小規模宅地等の特例とは、被相続人が自宅や事業に使っていた土地を相続する際に、その評価額を大幅に減額できる制度
- ・ 自宅や事業用なら最大330㎡または400㎡まで80%減額され、相続税の負担を大きく軽減できる

税務的なデメリット② 納税資金が不足する

○遺産分割がまとまらない場合のリスク

- ・ 銀行や証券会社の口座を解約することができない。
- ・ 不動産が相続人全員の共有のままとなり、自由に売却できない。

→「不動産を売って現金をつくる」ことができない。

特に相続財産のうち不動産の占める割合が多い場合等においては、納税資金が確保できない可能性がある。

○現金で納税できない場合は、延納・物納を選択することに…

- ・ 延納・物納は、現金で納税できない場合に限られるため、必ずしも認められるとは限らない。
- ・ 認められたとしても、利子税がかかり、最終的に納める金額が増える。



税務的なデメリット③ 相続税の計算上は法定相続分で取得したとみなされる

○税務面を考慮した遺産分割ができない

- ・遺産分割がまとまらない場合は、一旦法定相続割合で取得したと仮定して相続税を払う。
- ・同居している子供には不動産を相続させることで、小規模宅地等の特例を適用するなど、税務面を考慮した遺産分割ができない。
→納税額が高額になるリスクがある。

○二次相続を考慮した遺産分割ができない

- ・「次に配偶者が亡くなった時(＝二次相続)」まで考えて遺産分割を行うことで、トータルの相続税の負担を軽減させることができる。
→遺産分割がまとまらないと、このような計画的な分け方ができない。

相続人	相続分
【第一順位】 配偶者＋子	配偶者と子が それぞれ1/2ずつ
【第二順位】 配偶者＋父母	配偶者が全体の2/3 親が全体の1/3
【第三順位】 配偶者＋兄弟姉妹	配偶者が全体の3/4 兄弟姉妹が全体の1/4

効果的な遺言書の内容

- ① 自宅は同居する配偶者や子供へ(小規模宅地等の特例の適用を考慮)
- ② 配偶者居住権を設定して、自分の死後の配偶者の住まいを守る
- ③ 預貯金は納税資金・配偶者の生活費を意識して配分する
- ④ 不動産の共有は避ける
- ⑤ 代償分割を行う際は明記する
- ⑥ 事業承継をする際は、自社株は後継者へ、他の相続人へは代償金を渡すことで相続人同士の不公平感を軽減させる
- ⑦ 相続人以外(お世話になった人・功労者)へ遺贈する
- ⑧ 公益法人やNPO法人等への遺贈寄付をする
- ⑨ 付言事項を記載する
- ⑩ 遺言執行者を指定する



遺言書を作成するメリット

- ① 遺言者が財産の分け方を生前に決めておくことで、残されたご家族がその後の人生を家族円満に過ごすことができる。
- ② 遺産分割のための手続き書類をあらかじめ作成しておくことで、相続人の事務負担の軽減となる。
- ③ 相続人以外にも財産を残すことができる。
- ④ 遺産分割を要件とする特例を確実に適用することができる。
- ⑤ 相続開始と同時に分割が確定するため、申告期限までに余裕を持って納税資金を準備できる など

自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを活用するかによって、①～⑤の実現性に大きな差がでます。



この夏、相続について考える 【生前贈与の活用】

相続税はどのように計算される？

A. プラスの財産 ・土地: 路線価or倍率 ・建物: 固定資産税評価額 ・現預金: 相続時の残高 ・生命保険: 非課税枠あり ・その他財産: 未収財産等	D. 相続税対象となる財産 (A-B-C)
・暦年贈与(7年内贈与財産)※ ・相続時精算課税財産 (基礎控除あり) ※ ※令和6年分以降改正となりました	C. 基礎控除 B. マイナスの財産 ・借入金 ・未払金: 税金、医療費等 ・葬式費用

生前贈与することにより
相続税の負担を軽減
することができます！

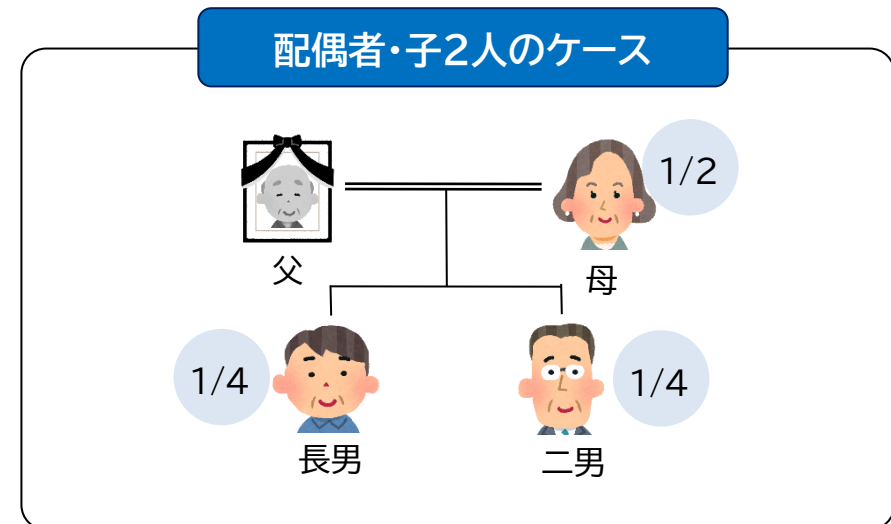
<相続税総額の計算の流れ>

配偶者・子2人のケース

- ① 配偶者: $D \times \text{法定相続分}(1/2) \times \text{税率}$
- ② 長男: $D \times \text{法定相続分}(1/4) \times \text{税率}$
- ③ 二男: $D \times \text{法定相続分}(1/4) \times \text{税率}$
- ④ ①+②+③ = 相続税総額

<各人の相続税額>

④×按分割合(相続した財産の割合で負担額が決まる)



生前贈与とは？ 暦年贈与制度

	特例贈与	一般贈与
非課税枠	贈与を受ける方一人あたり年間110万円	
適用対象者	もらう側: 満18歳以上の子や孫* あげる側: 父母や祖父母	左記以外
申告	年間の贈与額が110万円を超える場合に申告書を提出	
税率	10%～55%(超過累進税率) 特例贈与の場合、一般贈与に比べ、贈与税率が軽減されます。	
相続税との関係	相続人が相続開始前3～7年以内に贈与を受けた財産は、 相続財産に持ち戻され相続税が計算されます。	

※受贈者の年齢は贈与を受けた年の1月1日で判定します。

生前贈与とは？ 相続時精算課税制度

	相続時精算課税制度
控除額	選択後、一生の累計額2,500万円(特別控除) + 2024年以降は、贈与を受ける方一人あたり年間110万円(基礎控除)
適用対象者	もらう側: 満18歳以上の子や孫 あげる側: 満60歳以上の父母又は祖父母*
申告	選択時: 届出を提出 贈与時: 年間の贈与額が110万円を超える場合には申告書を提出
税率	一律20%
相続税との関係	相続発生時には、贈与財産のうち年間110万円を超えた金額は、 相続財産に持ち戻されて相続税が計算されます

※受贈者の年齢は贈与を受けた年の1月1日で判定します。

相続時精算課税制度
の注意点！

- ・一度選択すると暦年課税制度には戻れません。
- ・贈与した財産は相続時に相続財産と合算されます。
- ・合算される財産は贈与時の価額となります。
- ・相続時精算課税制度の選択は、親・祖父母ー子・孫「1対1」ごとに選択します。

贈与税の改正 生前贈与改正前後の比較

＜前提＞

父 75歳

子 40歳

父の財産 当初 1億円

110万円を7年間贈与したと仮定

(相続時の財産 9,230万円)

※すべて2024年以後の贈与と仮定

贈与税の改正 生前贈与改正前後の比較

	改正前
暦年 贈与	<課税対象> $9,230 + 330 = \underline{9,560\text{万円}}$ 3年分持戻し → ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 相続
精算 課税	<課税対象> $9,230 + 770 = \underline{1\text{億円}}$ すべて持戻し → ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 相続
効果	暦年贈与 > 精算課税

贈与税の改正 生前贈与改正前後の比較

	改正後
暦年 贈与	<課税対象> 9,230+670=9,900万円 4年分—100万円 3年分 110110110110110110110 ①②③④⑤⑥⑦ 670 9,230 相続
精算 課税	毎年110万円までは持戻しなし <課税対象> 9,230+0=9,230万円 110110110110110110110 ①②③④⑤⑥⑦ 0 9,230 相続
効果	暦年贈与 < 精算課税

贈与税の改正 生前贈与の活用例 3パターン

①資産保有者が高齢ではない場合

→ 暦年贈与の活用

②資産保有者が高齢の場合

→ 相続時精算課税制度の活用

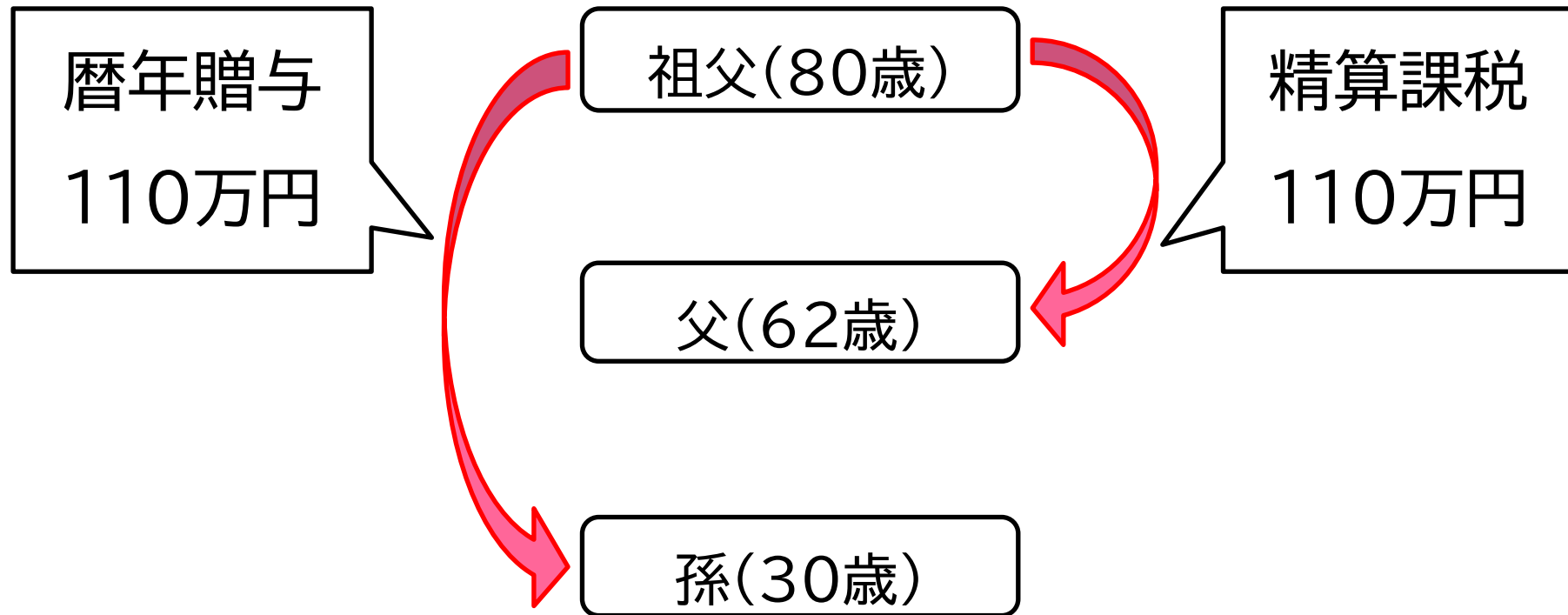
③相続人以外の方(例えば孫など)

→ 暦年贈与の活用※

※ 相続人以外の方の場合、暦年贈与の生前贈与加算の対象とはなりません。
ただし、遺言や生命保険金により財産を受け取る場合には対象となります。

生前贈与の活用例 事例①

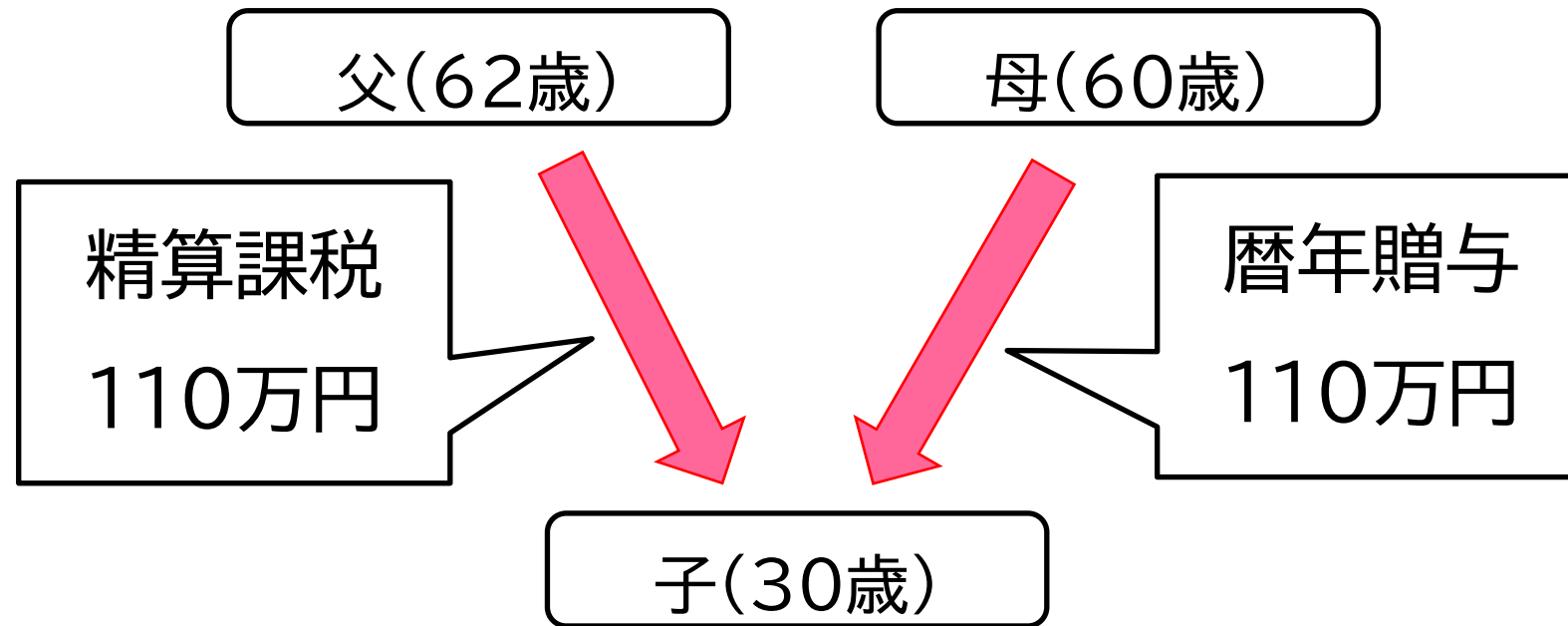
80歳の祖父が贈与対象者に2つの制度を使い分けること
により生前贈与加算とならず財産を移転



(注意点)孫が遺言や生命保険金で相続するときは、暦年贈与であっても加算の対象となります。

生前贈与の活用例 事例②

夫婦で精算課税と暦年贈与を組み合わせ
て贈与をすると子は220万円が非課税に



子は、精算課税の基礎控除110万円と、暦年贈与の基礎控除110万円をそれぞれ活用することができます。

この場合、年間110万円×2人＝220万円が非課税になります。

<メモ欄としてご利用ください>

年 月 日

[illegible]This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

本資料は2026年1月1日現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいようお願い申し上げます。